

令和7年度 入札・契約、総合評価の実施方針(案) 〔コンサルタント業務等〕

令和6年度の実施状況
令和7年度の実施方針(案)

令和7年3月11日



国土交通省 関東地方整備局

【目次】

<令和6年度 実施状況> 2

<令和7年度 実施方針(案)>

1. 入札・契約制度に関する動向と意見 9
2. 令和7年度 入札・契約手続きの実施方針(案) 13

品質確保と担い手の育成・確保

- 担い手(地元企業・若手技術者等)の育成・確保 15

新規① ワークライフバランス等を推進する企業を評価
【R7.8～】

新規② 若手・女性技術者の活躍を評価【R7.8～】

見直し① 若手技術者の活用を評価【R7.8～】

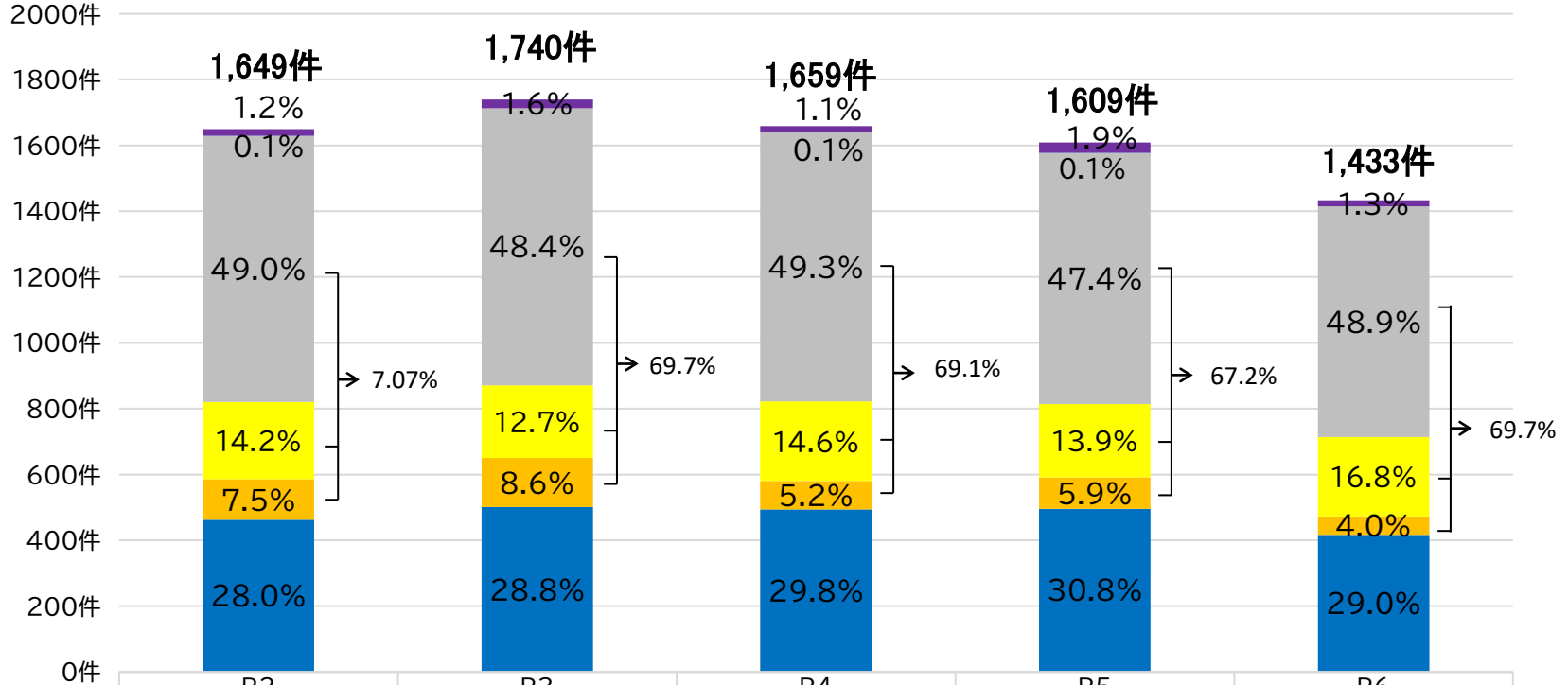
見直し② 実施能力評価拡大型(新規契約の有無を評価)
【R7.8～】

<令和6年度 実施状況>

1-①コンサルタント業務等の契約件数の状況(契約方式別)

- 令和6年度の実施状況は、プロポーザル方式が約3割、総合評価落札方式が約7割で実施。
- 地整独自の取組で価格競争は災害復旧業務のみ活用、本省の発注方式選定表の価格競争方式を総合評価落札方式(簡易型1:1)で運用。

(単位:件)



総合評価
落札方式

	R2	R3	R4	R5	R6
随意契約	20件	27件	18件	31件	18件
価格競争	1件	0件	1件	2件	0件
簡易(1:1)	808件	842件	818件	762件	701件
標準(1:2)	234件	221件	242件	223件	241件
標準(1:3)	124件	149件	86件	95件	57件
プロポ	462件	501件	494件	496件	416件

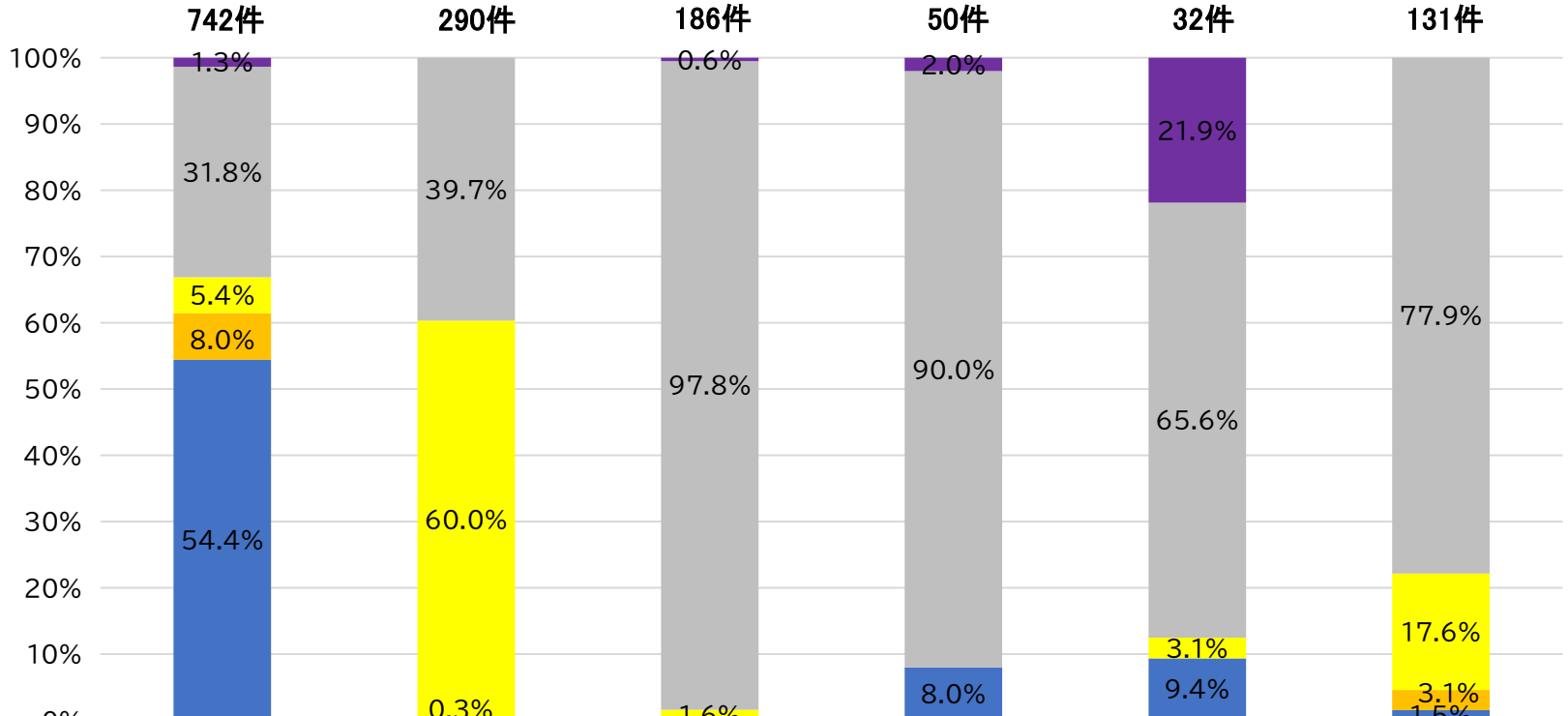
■プロポ ■標準(1:3) ■標準(1:2) ■簡易(1:1) ■価格競争 ■随意契約

※ 予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を含む。R2~R5年度は3月末時点。R6年度は、12月末時点。

1-②令和6年度 コンサルタント業務等の契約件数の状況(5業種)

○土木コンサル(発注者支援除く)はプロポーザル方式約5割、総合評価落札方式約5割の割合で実施。
 ○その他の4業種は、総合評価落札方式の契約が多い傾向。

(単位:パーセンテージ)



総合評価
落札方式

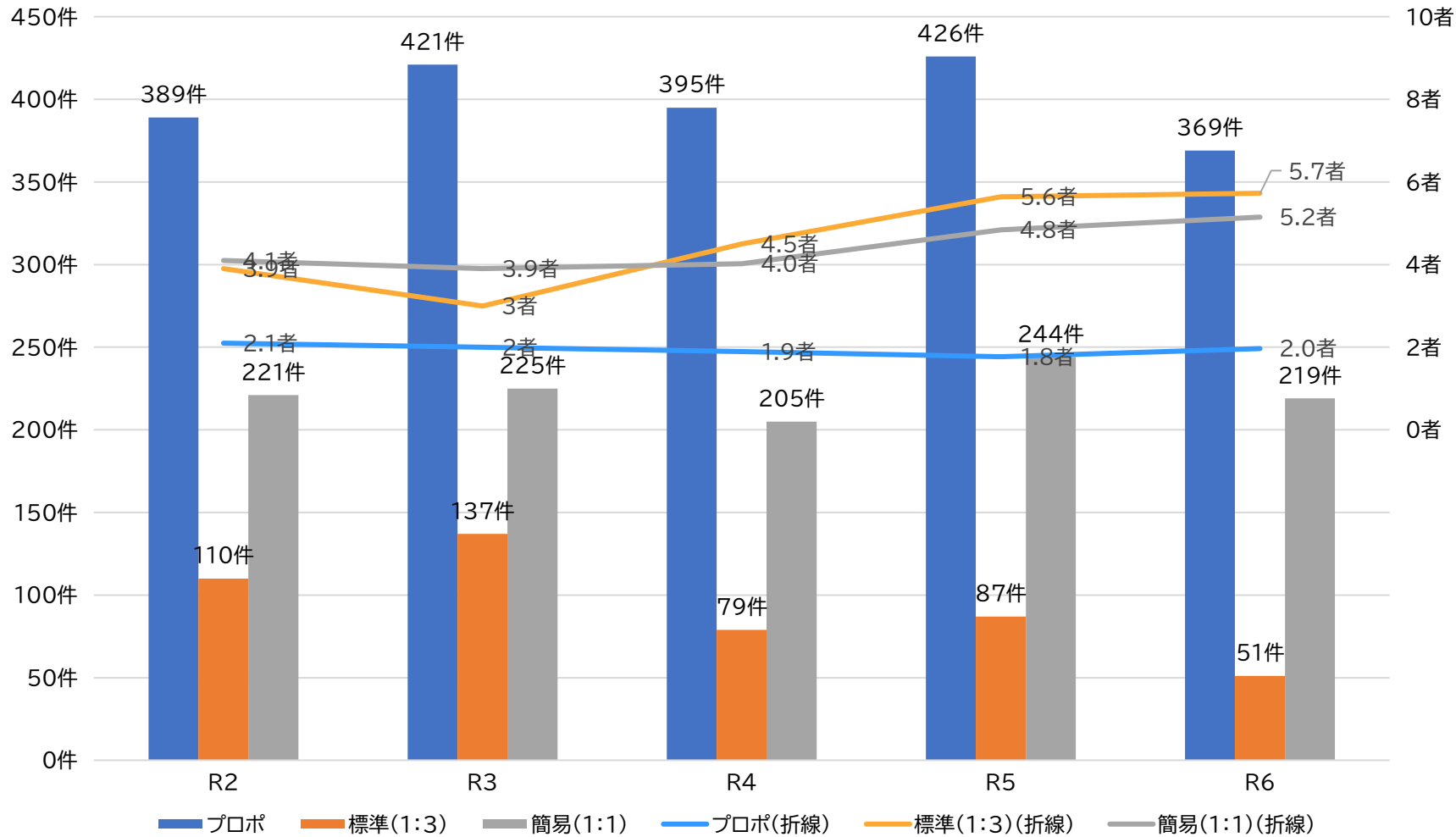
※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を含む。令和6年12月末時点。

1-③コンサルタント業務等の契約状況(土木コンサル)

○契約方式別ー土木コンサルー平均入札参加者数については、概ね横ばいで推移しているが、プロポーザル方式の技術提案書提出者数は増加が望ましい。

(単位:件数)

(単位:平均入札参加者数)

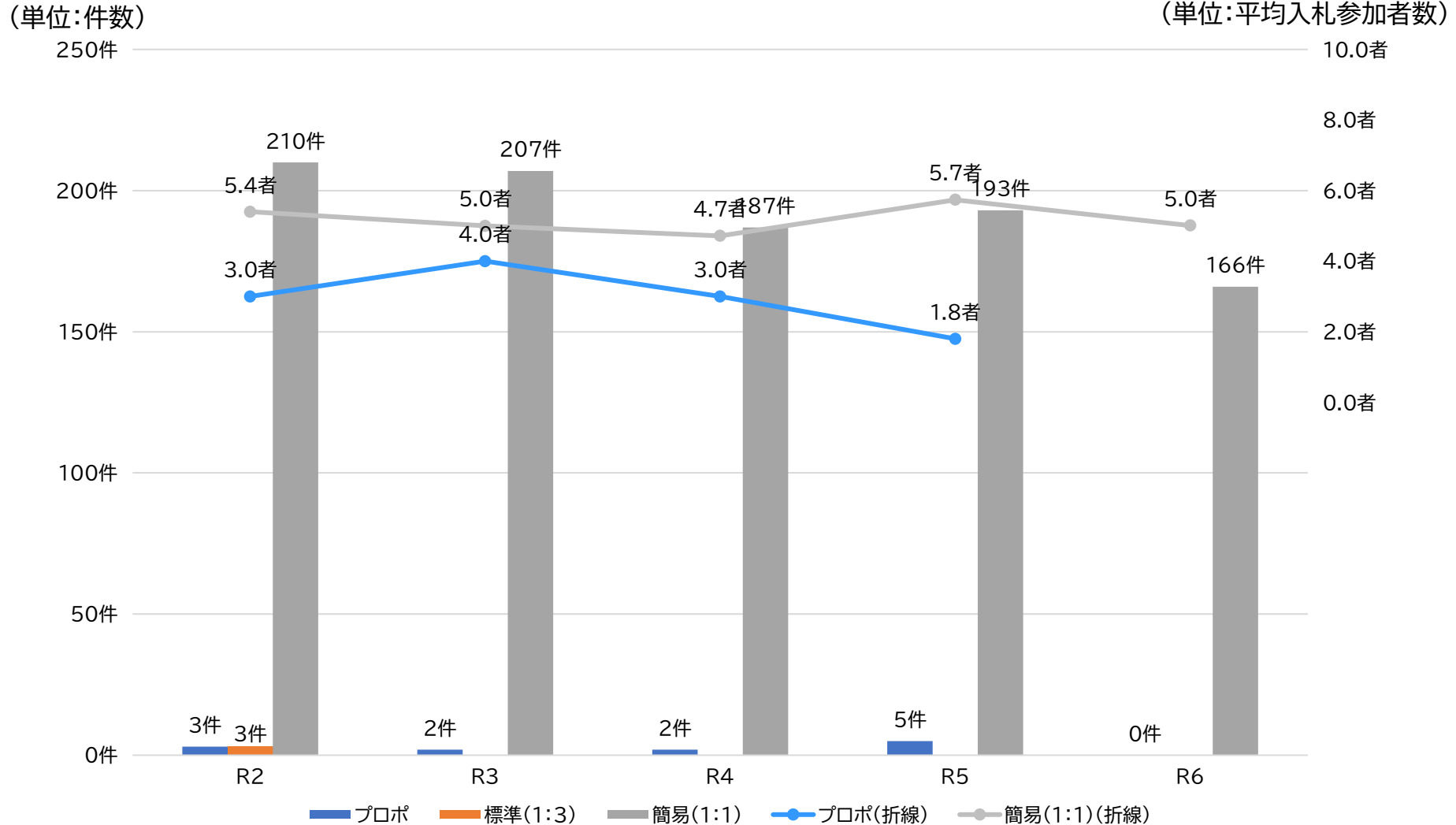


※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。R2～R5年度は3月末時点。R6年度は、12月末時点。

プロポーザル方式については、技術提案書提出者数。

1-④コンサルタント業務等の契約状況(測量)

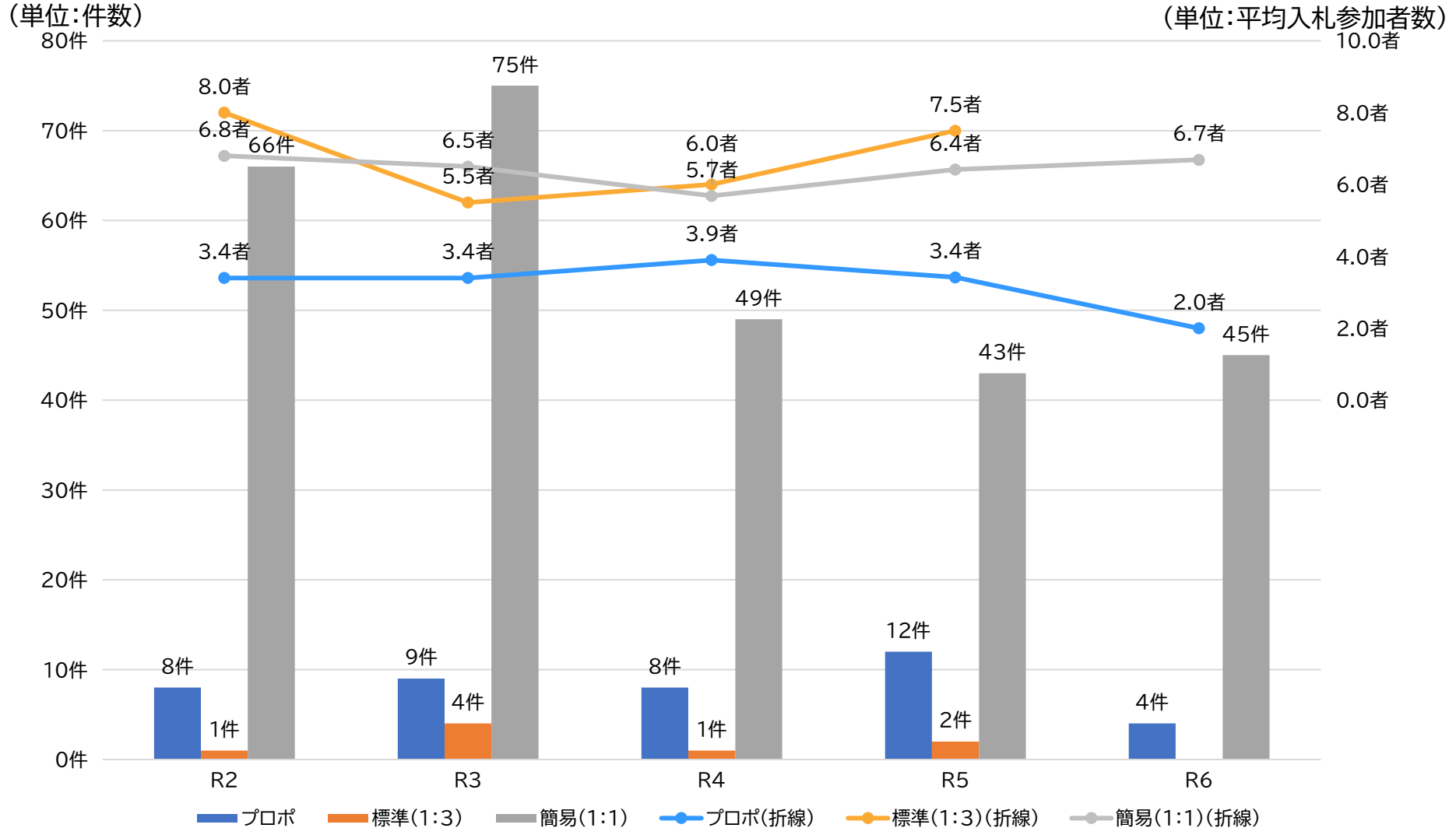
○契約方式別—測量—平均入札参加者数については、概ね横ばいで推移。



※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。R2～R5年度は3月末時点。R6年度は、12月末時点。
プロポーサル方式については、技術提案書提出者数。

1-⑤コンサルタント業務等の契約状況(地質)

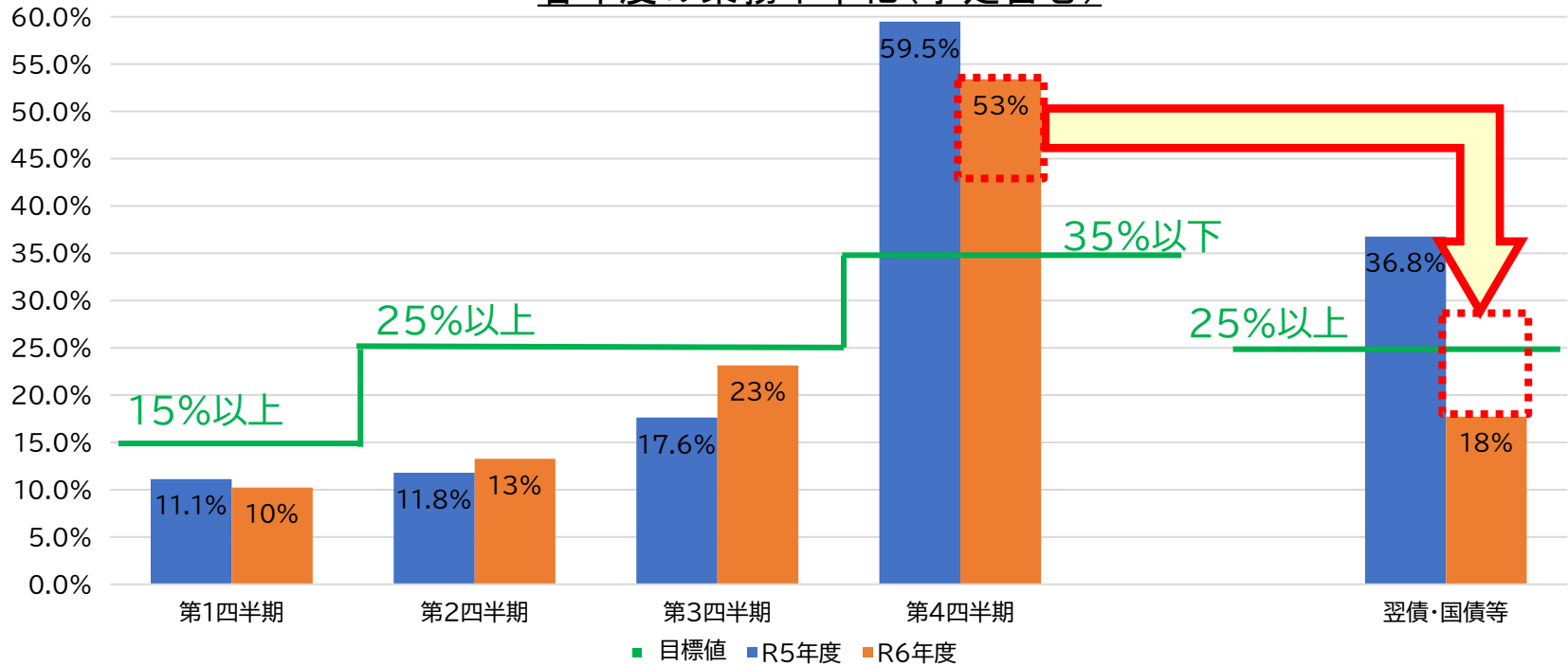
○契約方式別—地質—平均入札参加者数については、概ね横ばいで推移しているが、プロポーザル方式の技術提案書提出者数は増加が望ましい。



※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。R2～R5年度は3月末時点。R6年度は、12月末時点。
 プロポーザル方式については、技術提案書時点における提出者数。

○第4四半期(1~3月)を履行期限としている業務は50%以上と集中しており、目標未達成の状況。翌債・国債等を活用し、業務の履行期限の平準化を図る。
 ※令和6年度業務については、12月末時点の状況であるため、1月~3月に翌債手続きを行い、第4四半期完了業務は減る見込み。

各年度の業務平準化(予定含む)



完了件数					
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	国債・翌債
目標値	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	25%以上
R5年度	67件	71件	106件	358件	350件
R6年度	90件	117件	204件	471件(見込み)	190件(見込み)

※土木コンサル、測量、地質調査の3業種を対象(通年業務、発注者支援等及び港湾空港を除く)
 予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。R5年度は3月末時点。R6年度は、12月末時点。

＜令和7年度 実施方針(案)＞

1. 入札・契約制度に関する動向と意見

○労働基準法の改正、施行(平成31年4月)

・今般働き方改革の一環として労働基準法が改正され、時間外労働の上限や有給休暇の取得義務が法律に規定

○「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」の公布・施行

・公共工事に関する調査等(測量、地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。))及び設計)について広く本法律の対象として位置付け(令和元年6月)

・担い手の確保のための働き方改革・処遇改善、地域建設業等の維持に向けた環境整備の改正、新技術の活用等による生産性向上、
公共工事等の発注体制強化

(令和6年6月)

○改正品確法を踏まえた「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の改正(令和7年2月)

■ 業団体等からの主な意見(令和6年度)

○履行期限(納期)の平準化と履行期間の確保

○若手・女性・シニアなど多様な技術者の育成・確保のための入札・契約制度の継続

○国土交通省業務実績のない地域コンサルタントの参入拡大による技術力向上が図れる仕組み(実施能力評価拡大型)の活用の継続

○地元業者を「本店」とする地理的条件の設定及び災害協定締結の有無の評価の継続

■ 発注者の取組

○平準化の取組、地域平準化率(履行期限の分散)

○若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成のため入札・契約制度の継続・推進

○ワーク・ライフ・バランスの推進・拡大

○国土交通省業務実績のない地域コンサルタントの参入拡大による技術力向上が図れる仕組み(実施能力評価拡大型)の見直し

○地元企業の育成・確保のため入札・契約制度の継続

令和7年度入札・契約、総合評価の実施方針に反映

実施方針改定のポイント

○担い手の育成・確保

○OWL Bの推進・拡大

令和6年度 業務関係団体等との意見交換会(主な意見) (1/2)

□ : 入札手続きに関する事項

《主な意見》	《取組状況》	関係項目
■働き方改革、担い手確保・育成		
◇履行期限（納期）の平準化と履行期間の確保	履行期限の平準化については、努めているところ。履行期間についても、適切に設定して実施の徹底を図っているところ。	・平準化の取組
◇実施結果を踏まえたワークライフバランス改善取組を継続（「ウィークリースタンス」の取組）	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を評価していく。 また、「ウィークリースタンス」は、対象を全ての業務に拡大しているところ。	・ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価【新規】 ・業務環境改善（ウィークリースタンス）の取組徹底
◇若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成のための入札・契約制度の継続	若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成のための入札・契約制度の継続しているところ。 令和7年度に「若手・女性技術者奨励賞（事務所長等表彰）」の制度が創設されたことを踏まえ、総合評価にて加点するインセンティブの付与を検討していく。	・若手技術者の活用を評価【見直し】 ・若手・女性技術者奨励賞（事務所長等表彰）【新規】
◇積算価格と実勢価格との乖離の是正	現場の実態を把握するため、歩掛かり実態調査への協力をお願いする。	・単価関連
◇複数年業務における労務単価の見直しについて	複数年業務における労務単価の見直しについては本省に伝えていく。	・単価関連
◇測量業務の諸経費率の改訂について	現場の実態を把握するため、歩掛かり実態調査への協力をお願いする。	・積算基準
■技術力による選定		
◇難易度の高い業務における総合評価落札方式からプロポーザル方式への移行や価格競争入札から総合評価落札方式への移行	関東地方整備局では価格競争方式の対象業務を総合評価落札方式（簡易型）に読み替えて選定している。また、協議調整、地元説明、厳しい施工条件での設計等については、業務の特性を考慮の上、プロポーザル方式の選定を検討するなど業務内容に応じた、適切な発注方式選定に努めているところ。	・適正な入札契約方式（発注方式）の選定【継続】
◇計画系プロポーザル業務の業務規模の改善	適切な規模及び業務内容で発注するよう、各事務所等に周知する。	—
◇総合評価落札方式における落札価格の改善について	調査基準価格については、令和6年4月1日以降に入札公告等を行う業務を対象に、一般管理費を10分の4.8⇒5.0を乗じて得た額に改定されたところ。	・積算基準
◇業務成績評定の適切な運用と業務・技術者表彰の運用改善	業務成績評定については、引き続き適切な評価を行っていく。表彰制度については各地方整備局において、その都度改善や見直しを行っていく。	・業務成績評定点
◇シニア技術者活用の評価について	照査業務のみを行うベテラン技術者は、継続して照査業務を行えるよう、配置要件の見直しを令和4年8月より実施しているところ。また、「若手・女性技術者奨励賞（事務所長表彰）」の制度が創設されたことを踏まえ、総合評価に加点するインセンティブの付与を検討していく。	・照査技術者の配置要件の見直し【継続】
■地元業者の活用		
◇国土交通省業務実績のない地域コンサルタントの参入拡大による技術力向上が図れる仕組みの活用促進	関東地方整備局発注業務の受注実績が無い企業の参入機会の確保を目的として、評価項目の成績・表彰を省略し、技術的課題を評価する方法として、実施能力評価拡大型の試行を、令和4年8月より適用しているところ	・総合評価落札方式（簡易型1：1） 実施能力評価拡大型【見直し】
◇地域性の高い業務について対象地域の本店・支店・営業所の有無による評価及び災害協定締結の有無の評価の継続	地元企業の育成・確保のために、対象地域の本店・支店・営業所の有無による加点を行う試行を今後も継続していく。また、令和6年8月より、災害活動実績の有無に加え、災害協定締結の有無を評価する試行を開始。	・地域要件設定（本店縛り・本店、支店又は営業所縛り）【継続】 ・災害協定等に基づく活動実績の評価【継続】
◇道路及び河川の3次元測量業務及びデータ整備業務の具体的な発注を促進	引き続き、3次元データの測量及びデータ整備については促進を進めていく。	・DX関連

令和6年度 業務関係団体等との意見交換会(主な意見) (2/2)

《主な意見》	《関東地整対応》	関係項目
■品質の確保・向上		
◇「土木設計業務等変更ガイドライン補足資料」と「業務推進審査会」を活用した適切な設計変更の継続	「土木設計業務等変更ガイドライン補足資料」、「業務推進審査会」を活用して適切な設計変更を継続しているところ。	・設計変更
◇事業促進PPP業務の発注条件について、費用の適正化、官民の役割分担の明確化、請負契約から準委任契約等への改善及び常駐・専任義務の緩和、工区内設計業務の受注緩和の継続	事業促進PPPガイドラインに沿って運用しているところ。費用の適正化については本省に伝えていく。	・事業促進PPP業務
◇受発注者合同現地踏査の実施	合同現地踏査については、重要構造物に関する詳細設計については原則実施、その他の設計業務についても、現地踏査が有効な業務については、積極的に実施することとしている。また、平成29年度より、地質技術者の参画の試行も加えて実施しているところ。	・合同現地踏査
◇設計条件明示チェックシートの効果的な運用・活用	引き続き入札公告時に条件明示チェックシート提示する試行を実施していくところ。	・設計条件明示チェックシート
◇設計照査（的確な条件設定と確認、照査の充実等）	設計照査については、照査体制の強化として「赤黄チェック」の取り組みを実施しているところ	・照査体制の強化
◇工事発注時チェックシートの活用継続	工事発注時チェックシートについては、試行を実施しているところ。	・工事発注時チェックシート
◇詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上（指定仮設・任意仮設）	「土木設計業務変更ガイドライン補足資料」に指定仮設・任意仮設の取扱に関する具体的な設計変更事例を追加予定。	・設計変更
◇詳細設計から工事に至る段階（三者協議を含む）でのコンサルタント業務の適切な運用	「土木設計業務等変更ガイドライン補足資料」、「業務推進審査会」を活用して適切な設計変更を継続しているところ。	・設計変更
◇建設事業各段階における地質リスク調査検討業務の継続的な発注及び多岐事業分野への展開	地質・地盤に関わる不確実性の影響により事業への影響が大きいと見込まれる場合は、適切に業務を実施していくところ。	—
■DXの推進		
◇DX環境の整備（技術基準類の電子化、テレワーク・WEB会議の推進）	技術基準類の電子化及び業務WEB会議推進の要望については本省に伝えていく。	・DX関連
◇発注者側のi-con及びBIM/CIMに関する目的や内容の認識・技術力向上及び技術的な側面での充実・改善	受発注者双方でBIM/CIMに関する認識・技術力向上に努めているところ。	・DX関連
◇インフラ各分野における三次元デジタルデータの整備促進	BIM/CIMを活用することで、受発注者双方の業務効率化・高度化が図られること及び測量・地質調査段階から3次元データの作成・活用を行うことを位置付けているところ。	・DX関連
◇BIM/CIM推進に向けた双方による勉強会・意見交換会の開催継続	引き続き、BIM/CIMに関する勉強会等による連携を行う。	・DX関連
■その他		
◇広域（複数の発注者）にまたがる災害対応マネジメントに対する受発注者協働での支援体制・仕組みの整備・充実	災害時における業務の一時中止や工期延期等について引き続き適切に対応しているところ。	—
◇企業経営の安定と処遇改善に向け、引き続き分離発注の維持と、地質調査の「安定的な発注量の確保」	今後も必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な確保に取り組むとともに、要望等を踏まえ、適切な予算配分に努めていく。 「分離発注」については、入札・契約、総合評価の実施方針により業務区分に応じた分離発注を原則として実施しているところ。	—
◇発注者支援業務の公告時期の前倒し	本省より送付される実施要領に則って局内及び各事務所と調整を行い、公告時期の見直しを検討していく。	—

2. 令和7年度 入札・契約手続きの実施方針(案)

入札・契約制度に関する取組の実施状況

施策・取組の目的	名称	概要	令和6年度の取組状況	令和7年度の対応
働き方改革 (受発注者の負担軽減、 事務手続きの効率化)	拡大型プロポーザル方式	参加表明書と技術提案を同時に提出させ、審査を特定段階の1段階とする方式。	試行実施中	継続
	総合評価落札方式 (簡易型1:1) 実施能力評価型	技術提案書の記載内容(実施方針、技術提案等)を簡素化して評価する方式	試行実施中	継続
	技術者評価重視型	評価テーマを設定せず、配置予定技術者の「業務成績」、技術提案の「実施方針」を重視して評価する方式。(ヒアリングも省略)	試行実施中	継続
担い手確保・育成	拡大型プロポーザル方式の実績要件緩和	実績が少ない業務でより高い技術力を有する企業の参加を促すことを目的として、「同種・類似業務実績」に代えて、評価テーマの技術提案の内容を裏付ける「技術的経験」を求める方式。	試行実施中	継続
	自治体等の受注実績を評価する 試行	自治体実績を直轄実績と同様に評価したり、企業・技術者評価の影響を緩和し、実績のない(少ない)地域企業の入札参入を促す方式。	試行実施中	継続
	災害協定等に基づく活動実績の 評価	災害時の活動実績等の地域貢献を評価し、地域企業の技術力向上と参入機会の確保を促す方式。	試行実施中	継続
	地域要件の設定 (本店縛り)	企業の本店を一定地域内に有することを参加要件としたり、当該地整の業務成績を優位に評価し、地域企業の参入・受注機会を確保する方式。	試行実施中	継続
	ワークライフバランス等を推進する 企業を評価	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として、法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業に加点評価	—	新規 (評価項目を追加)
	若手・女性技術者の活躍を評価	『若手・女性技術者奨励賞』を受賞された 技術者を加点評価。	—	新規 (優良業務表彰で、 評価を追加)
	若手技術者の活用を評価	若手技術者の育成を目的として、配置技術者の年齢が一定年齢以下の場合に加点評価する方式。	試行実施中	継続(評価を見直し)
	総合評価落札方式 (簡易型1:1) 実施能力評価拡大型	受注実績が無い企業の参入機会の確保及び不調対策を目的として、企業・技術者の実績評価を緩和し技術的課題を評価する方式。	試行実施中	継続(評価項目を追加)
その他 (技術力・生産性・ 品質向上)	組合せ加点 (国土交通省登録技術者資格)	技術士・博士の資格に、業務内容に応じて高い専門力を有する「国土交通省登録技術者資格」と組合せて加点する試行を実施。(本省試行)	試行実施中	継続
	賃上げを実施する企業に対する 加点措置	「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けたことをもって評価。	運用中	継続
	継続教育取組実績の評価(発注者 支援業務)	市場化テストも終了し、発注者支援業務等の品質確保の観点から、継続教育を行い技術の研鑽に取り組んでいる管理技術者について継続教育取組実績CPDの取得状況に加点評価。	試行実施中	継続
	インフラ分野のDXに係る優れた 取組を評価	公共工事等の品質確保や生産性向上等、建設生産プロセスの高度化に関する取組を評価する表彰された企業に加点評価	試行実施中	継続

【趣旨】 働き方改革、担い手確保・育成を重視した評価(ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を評価)

【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 建設業界全体でワーク・ライフ・バランス等が推進されることを目的に、「ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業」として、法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を加点評価する取組を導入。

プラチナえるぼし・えるぼし

プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん

ユースエール



		評価基準	配点
参加表明者の経験及び能力	その他	次に掲げるいずれかの認定を受けていること。 ○女性活躍推進法に基づく認定等※1 ・プラチナえるぼし、えるぼし認定企業等 ○次世代法に基づく認定※2 ・プラチナくるみん、くるみん(令和4年4月1日以降の基準)認定企業 ・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)認定企業 ・トライくるみん、くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業 ○若者雇用促進法に基づく認定※3 ・ユースエール認定企業	0.5点 ※4

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。(同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画を策定・届出のみの企業については本取組の加点の対象としない。)

※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※4 総合評価落札方式(簡易型1:1) 技術点の満点が100点の場合 → 従来の技術点100点+賃上げ加算点6点+W.L.B加算点0.5点とし合計106.5点

《参考》令和7年2月3日付け「直轄工事におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組について」に基づく評価

新規(R7) 若手・女性技術者の活躍を評価【R7.8～】

【趣旨】 若手・女性技術者の育成・確保
 【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務
 【概要】 関東地整では、建設工事等で活躍している若手・女性の技術者を表彰し、より一層、建設業界の魅力発信や将来の担い手育成、若手・女性の入職促進に資することを目的として、『若手・女性技術者奨励賞』を創設。こうした建設工事等で活躍されている若手・女性技術者において、『若手・女性技術者奨励賞』を受賞された技術者を加点点評価。【R7.8～】

※若手技術者：毎年度3月31日末時点で35歳以下の方
 ※女性技術者：年齢制限は設けない

若手・女性技術者奨励賞(事務所長)を評価項目に新規追加

現行評価基準(プロポーザル方式の例)

評価項目	判断基準	配点 ウェイト
管理（主任）技術者の経験及び能力 <small>優秀技術者表彰、優良業務表彰等（技術者）</small>	令和〇年度以降令和〇年度末（過去4年間）までに完了した業務において、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験のある者を以下の順位で評価する。	
	①国土交通省等発注業務で優秀技術者表彰又は優良業務表彰を局長よりを受けた経験がある者。 ・海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞を受けた経験がある者。	5
	②発注業務で優秀技術者表彰又は優良業務表彰を、部長又は事務所長より受けた経験がある者。	3

新規評価基準(案)(プロポーザル方式の例)

評価項目	判断基準	配点 ウェイト
管理（主任）技術者の経験及び能力 <small>優秀技術者表彰、優良業務表彰等、若手・女性技術者奨励賞（技術者）</small>	令和〇年度以降令和〇年度末（過去4年間）までに完了した業務において、優秀技術者表彰、優良業務表彰等、又は若手・女性技術者奨励賞の表彰を受けた経験のある者を以下の順位で評価する。	
	①国土交通省等発注業務で優秀技術者表彰又は優良業務表彰を局長よりを受けた経験がある者。 ・海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞を受けた経験がある者。	5
	②国土交通省等発注業務で優秀技術者表彰又は優良業務表彰を、部長又は事務所長より受けた経験がある者。	3
	③関東地方整備局発注業務で若手・女性技術者奨励賞を事務所長より受けた経験がある者。	1

※総合評価落札方式の場合、「国土交通省等発注業務」を「関東地方整備局発注業務」に読み替えるものとする。
 ※複数の受賞実績がある場合、最も評価が高くなる1つの実績で評価するものとし、組合せ評価は実施しない。

見直し(R7) 若手技術者の活用を評価【R7.8~】

P (計画)

○試行内容

・若手技術者の育成・確保を目的に、管理(主任)技術者に40歳以下または35歳以下の若手を配置した場合に加点評価

- ・H27.8~: 試行開始。
- ・H30.8~: 若手技術者の対象年齢を40歳以下に引き上げ。
- ・R5.8~: 若手技術者評価の配点を高く見直しし、若手技術者のインセンティブを拡大。

現行評価基準(総合評価落札方式(簡易型1:1)の例)

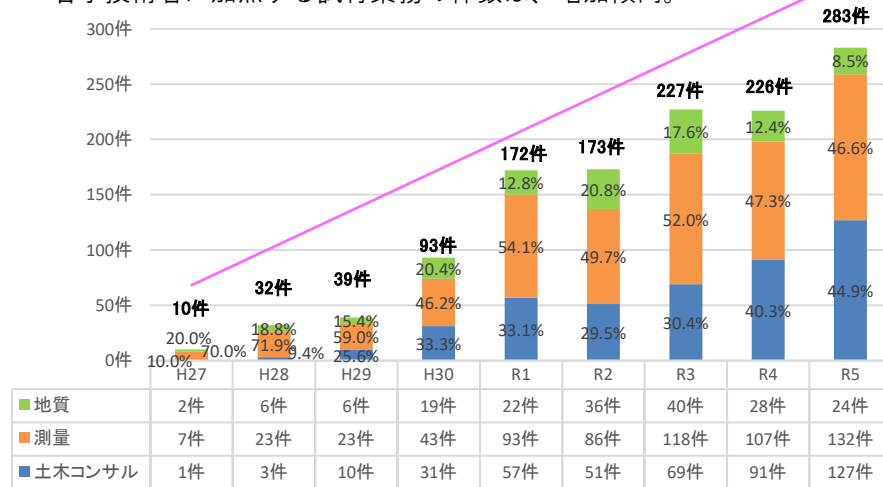
評価項目	判断基準	配点ウェイト
管理(主任)技術者の経験及び能力	若手技術者(40歳以下または35歳以下)の活用について、以下の項目で評価する。	
	①管理(主任)技術者に若手技術者(40歳以下または35歳以下)を配置する場合	8
	②上記以外	0

業務毎に業務内容に応じて40歳以下もしくは35歳以下に設定

D (実施)

○試行状況

・若手技術者に加点する試行業務の件数は、増加傾向。



A (対応)

○対応

・本取組により、企業における若手技術者の育成・確保が促進しており、若手技術者とそれ以外の技術者で業務成績評定点の差は僅少なことから、更なる若手技術者の育成・確保のため、**対象年齢を段階的に評価**する見直しを図る。

C (評価)

○評価

・若手技術者を配置した業務件数は、H27年度以前は全体件数の2割程度であったが、R5年度には4割程度まで増加し、企業における若手技術者の育成・確保に変化。
・業務成績評定点を比較すると、若手技術者とそれ以外の技術者で**業務成績評定点の差は、僅少。**

見直し(R7)

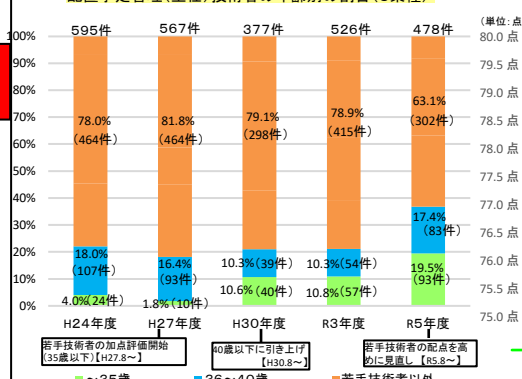
現行評価基準(総合評価落札方式(簡易型1:1)の例)

評価項目	判断基準	配点ウェイト
管理(主任)技術者の経験及び能力	若手技術者(40歳以下または35歳以下)の活用について、以下の項目で評価する。	
	①管理(主任)技術者に若手技術者(40歳以下または35歳以下)を配置する場合	8
	②上記以外	0

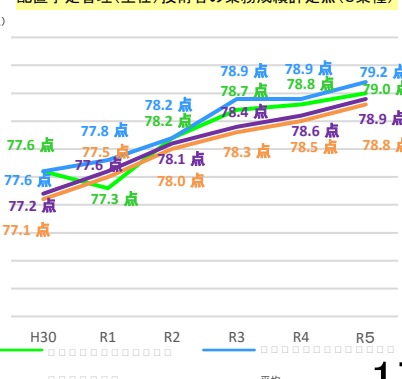
新規評価基準(案)(総合評価落札方式(簡易型1:1)の例)

評価項目	判断基準	配点ウェイト
管理(主任)技術者の経験及び能力	若手技術者(40歳以下または35歳以下)の活用について、以下の順位で評価する。	
	①管理(主任)技術者に若手技術者(35歳以下)を配置する場合	8
	②管理(主任)技術者に若手技術者(40歳以下*)を配置する場合 ※①を除く	5
	③上記以外	0

配置予定管理(主任)技術者の年齢別の割合(3業種)



配置予定管理(主任)技術者の業務成績評定点(3業種)



見直し(R7)若手技術者の活用を評価【R7.8～】

【趣旨】若手技術者の育成・確保

【対象】総合評価落札方式(簡易型)で発注する業務

【概要】公共工事に関する調査及び設計の担い手を育成・確保をするために、技術者に若手を配置した場合に加点評価
 技術者に35歳以下の若手を配置した場合に加点評価。【H27.8～】

若手技術者の対象年齢を40歳以下に引き上げて運用を開始【H30.8～】

若手技術者評価の配点を高く見直しし、若手技術者のインセンティブを拡大。【R5.8～】

若手技術者の対象年齢を段階的に評価【R7.8～】

現行評価基準(総合評価落札方式(簡易型1:1)の例)

評価項目	判断基準	配点 ウェイト
管理(主任)技術者の 経験及び能力 業務経験	若手技術者(40歳以下または35歳以下)の活用について、以下の項目で評価する。	
	①管理(主任)技術者に若手技術者(40歳以下または35歳以下)を配置する場合	8
	②上記以外	0

新規評価基準(案)(総合評価落札方式(簡易型1:1)の例)

評価項目	判断基準	配点 ウェイト
管理(主任)技術者の 経験及び能力 業務経験	若手技術者(40歳以下または35歳以下)の活用について、以下の 順位 で評価する。	
	①管理(主任)技術者に若手技術者(35歳以下)を配置する場合	8
	②管理(主任)技術者に若手技術者(40歳以下※)を配置する場合 ※①を除く	5
	③上記以外	0

見直し(R7) 実施能力評価拡大型(新規契約の有無を評価)【R7.8~】

P (計画)

○試行内容(実施能力評価拡大型)

- 企業・技術者の実績評価を緩和することにより、関東地方整備局発注業務の受注実績が無いことにより参入が困難であった新規参入者の参入を促し、継続的な業務の担い手企業の裾野を広げることを期待しR4.8より試行開始。

評価項目	詳細項目		評価点
技術点を算出するための基準	企業の評価	資格・実績	40%
		資格要件	
		業務経験	
		地理的条件	
		地域貢献度	
管理(主任)技術者の評価	資格・実績	60%	
	資格要件		
	継続教育取組実績		
業績・表彰	業務経験	60%	
	業務経験		
	若手技術者		
工程計画・技術的課題			60%

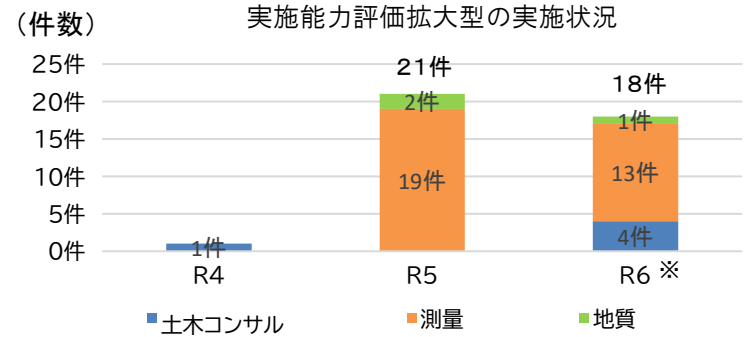
企業・技術者の実績評価を緩和(下記の評価を省略)

業績・表彰	業務成績評点
	優良業務表彰等の経験
業績・表彰	業務成績評点
	優良業務表彰等の経験

D (実施)

○試行状況

- 「実施能力評価拡大型」のR4年度の件数は1件であったが、R5年度以降は20件程度実施。



※R6はR6.12月末時点の件数

A (対応)

○対応

- 新規参入者の参入を更に促す取組として、「**新規契約の有無**」を評価。
- ※各年度において、関東地方整備局発注業務の受注が無い企業に加点評価。

総合評価落札方式(簡易型1:1)「実施能力評価拡大型」の配点例

現行評価基準の例

評価項目	配点
【企業の評価】	
技術部門登録	3
同種・類似業務の実績	9
地理的条件	10
地域貢献度(災害活動実績)	2
地域貢献度(災害協定)	1
小計	25
【管理(主任)技術者の評価】	
資格・実績	15
小計	15
【工程計画・技術的課題】	
	60
配点の合計	100

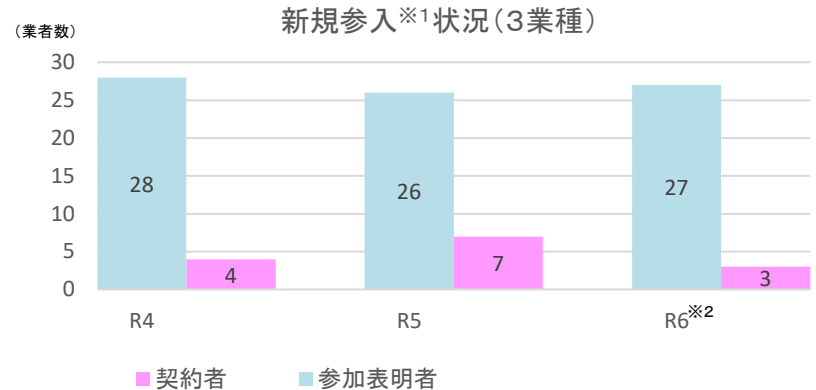
新規評価基準(案)の例

評価項目	配点
【企業の評価】	
技術部門登録	3
同種・類似業務の実績	4
地理的条件	10
地域貢献度(災害活動実績)	2
地域貢献度(災害協定)	1
新規契約の有無	5
小計	25
【管理(主任)技術者の評価】	
資格・実績	15
小計	15
【工程計画・技術的課題】	
	60
配点の合計	100

C (評価)

○評価

- 関東地方整備局発注業務の受注実績(過去10年)が無い企業における新規参入としては、R4~6において一定程度は存在しているが、担い手企業の十分な裾野拡大までには至っていない状況。



※1 過去10年以上、関東地方整備局の受注実績が無い企業

※2 R6.12月末時点

【趣旨】関東地方整備局発注業務の受注実績が無い企業の参入機会の確保を目的として、企業・技術者の実績評価を緩和し技術的課題を評価する評価方法の試行

【対象】総合評価落札方式(簡易型1:1)で発注する業務のうち、発注方式選定表青部記載の業務の種類において、本試行を選択することができる。

【概要】企業・技術者の実績評価を緩和することにより、関東地方整備局発注業務の受注実績が無いことにより参入が困難であった新規参入者の参入を促し、継続的な業務の担い手企業の裾野を広げることを期待し、試行開始。
【R4.8~】

新規参入者の参入を更に促す取組として、**「新規契約の有無」を評価**。【R7.8~】

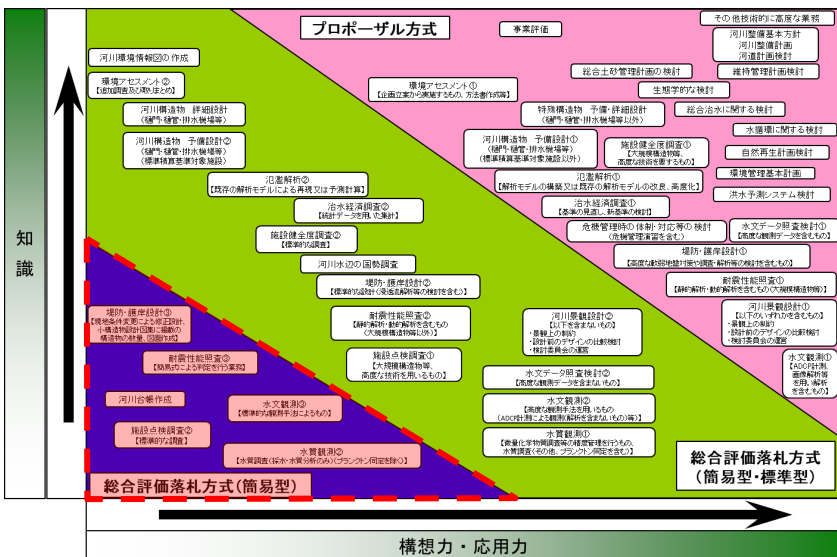
業務対象

○実施能力評価拡大型の試行対象

土木コン、測量、地質の3業種における総合評価(簡易型1:1)のうち、発注方式選定表青部記載の業務の種類において下記事項を参考に選択する。

- ・不調・不落が多い業務
- ・地域の担い手確保が必要な業務

発注方式選定表



※発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 業務・マネジメント部会(令和4年度第1回)資料から加筆修正。関東地方整備局では、価格競争方式を総合評価落札方式(簡易型)で運用

見直し案

- ・参加表明書、技術提案書の提出は同時提出。
 - ・企業・技術者の実績評価を緩和(成績・表彰の評価を省略)
 - ・「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」の項目については、「工程計画・技術的課題」と変更し、資料作成の省力化。
 - ・「企業の資格・実績」に**「新規契約の有無」の項目を追加**。
- ※各年度において、関東地方整備局発注業務の受注が無い企業に加点評価。

総合評価落札方式(簡易型1:1)「実施能力評価拡大型」の配点例

現行評価基準の例

評価項目		配点
資格・実績	【企業の評価】	
	技術部門登録	3
	同種・類似業務の実績	9
	地理的条件	10
	地域貢献度(災害活動実績)	2
	地域貢献度(災害協定)	1
小計	25	
【管理(主任)技術者の評価】		
資格・実績	15	
小計		
【工程計画・技術的課題】	60	
配点の合計	100	

新規評価基準(案)の例

評価項目		配点
資格・実績	【企業の評価】	
	技術部門登録	3
	同種・類似業務の実績	4
	地理的条件	10
	地域貢献度(災害活動実績)	2
	地域貢献度(災害協定)	1
新規契約の有無	5	
小計	25	
【管理(主任)技術者の評価】		
資格・実績	15	
小計		
【工程計画・技術的課題】	60	
配点の合計	100	